検 数 料 金 表

平成７年８月１２日実施
運輸省認可　海交港第66号
（平成7年8月4日認可）
平成１８年５月１５日届出
令和　３年４月　１日改訂
令和　６年３月　１日改訂
令和　７年２月　３日改訂

一般社団法人 全日検

支部・事業所の所在地

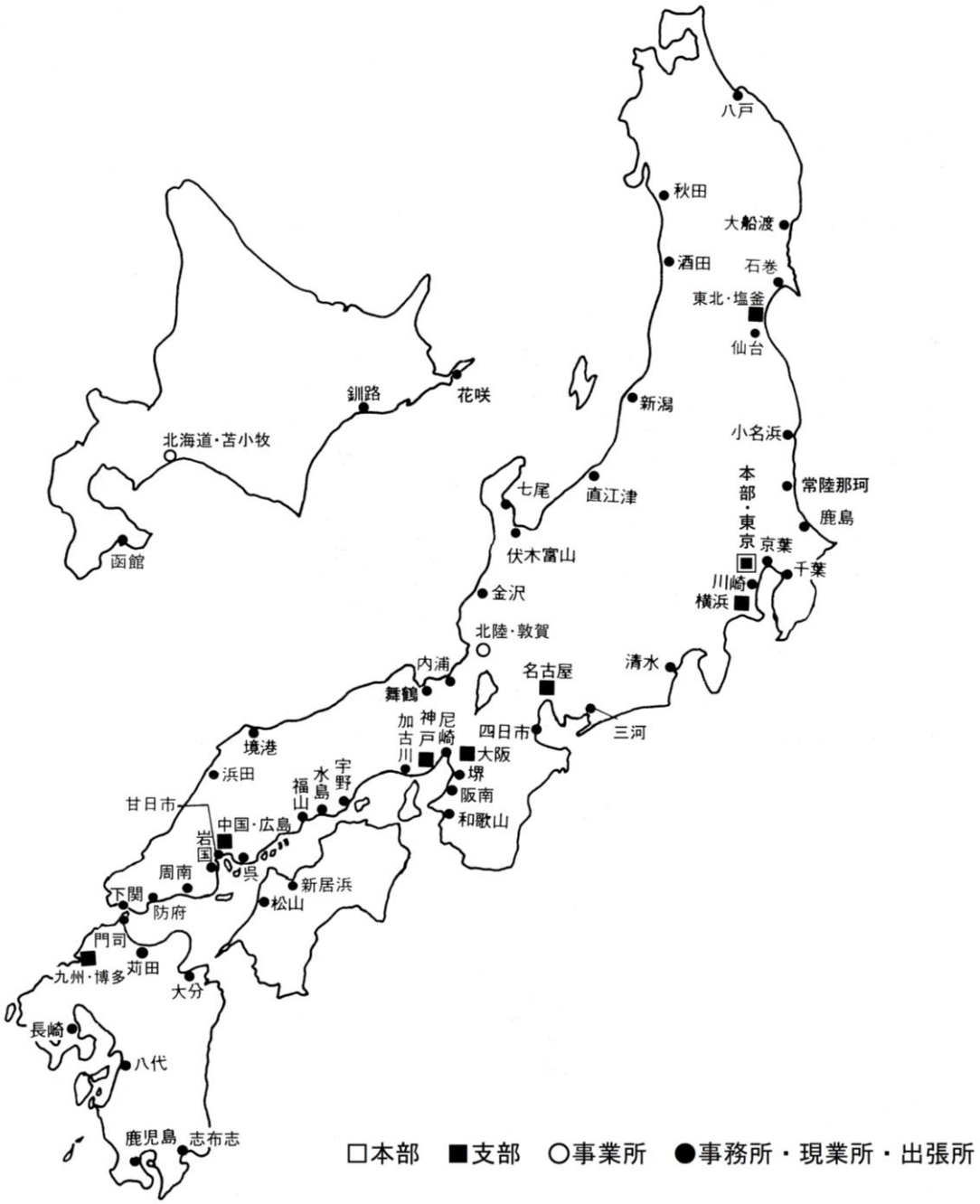
八戸
秋田
大船渡
酒田
石巻
東北・塩釜
仙台
釧路
花咲
新潟
北海道・苫小牧
小名浜
本部・東京
常陸那珂
鹿島
七尾
直江津
伏木富山
京葉
千葉
函館
川崎
横浜
金沢
北陸・敦賀
内浦
名古屋
清水
舞鶴
加古川
神戸
尼崎
四日市
三河
境港
大阪
浜田
宇野
水島
福山
堺
阪南
甘日市
中国・広島
和歌山
岩国
呉
周南
新居浜
下関
防府
松山
門司
苅田
九州・博多
大分
長崎
八代
鹿児島
志布志
□本部　■支部　○事業所　●事務所・現業所・出張所

検　数　料　金　表

Ⅰ.適　用　範　囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

Ⅱ.料金の種類及び適用方

1.基本料金

（1トンにつき　単位円）

品目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木材	水落しのもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径12インチ以上） 鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 （工場専用岸壁扱いのもの）			228.10	178.00	162.20
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

（注）1.一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

2.木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3.コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

（1トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1). 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	（注）の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

（注）冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（1口1時間につき　単位円）

昼　夜　区　分	一　類　港	二　類　港	その他の港湾
昼間（ 8時30分から16時30分まで）	4,557	3,555	3,235
半夜（16時30分から21時30分まで）	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（1口につき　単位円）

昼　夜　区　分	一　類　港	二　類　港	その他の港湾
昼間（ 8時30分から16時30分まで）	36,150	28,200	25,660
半夜（16時30分から21時30分まで）	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（1トンにつき　単位円）

	一　類　港	二　類　港	その他の港湾
書　類　作　成　料	42.50	33.30	30.20

7. 分担金等

区　分	金　額
(1) 港　湾　福　利　分　担　金	各貨物（一律）1トンにつき　40銭
(2) 労　働　安　定　基　金	各貨物（一律）1トンにつき　35銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10. その他

(1)　特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)　工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)　出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4)　委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナル ストウェージプラン・コンテナ ロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別　紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等の料金

エ　キ　ス　ト　ラ　料　金

類　　似　　品　　目　　表

係　　数　　適　　用　　表

検数に係る付帯作業等の料金について

1.料金表II－10－(4)に係る作業及び書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(ｲ) パレタイズ立会料金 ･････････････････････････ 1トンにつき　428円

(ﾛ) ブロックストウェージ作業 ･････････････････････ エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(ｲ) 輸出免状整理料金　免状1件につき･････････････････････････････････ 390円

(ﾛ) 輸入ボートノート作成料金　1通につき･････････････････････････････････ 740円

(ﾊ) CLP作成料金　1件につき･････････････････････････････････ 2,600円

(ﾆ) CERTIFICATE（証明書）作成料金　1件につき（2通 正・副）･････････････････････ 2,600円

1通増すごとに･････････････････････････････････ 650円

(ﾎ) ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ﾍ) 撒貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 ･････････････････････････ 1トンにつき　90円

2.料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（1トンにつき　単位円）

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

（注）汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硫酸アンモニア・ベンジン･エーテル･揮発油･酒精･石油･液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏27度以下のもの）硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3.割増料金

(1) 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金ー1）に対して、それぞれの料金の **6割増** とします

(2) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金ー1）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

(3) 深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

(4) 深夜待機料金

（1口1時間につき　単位円）

区　　分	一　類　港	二　類　港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	10,481	8,177	7,441

(5) 深夜最低料金

（1口につき　単位円）

区　　分	一　類　港	二　類　港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	77,200	60,200	54,900

上記1-(1)、1-(2)-(ヘ)、および2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

(1) 3か月以上の長期契約があること

(2) 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること…とは
同一港での作業引受を基準とします。

(3) 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えるもの…とは
1港1船の1作業（場所）を単位とします。

(4) 同一貨物とは、料金表の類似品目表区分（ P11～12 ）とします。

(5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エ キ ス ト ラ 料 金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1.　1人1シフト当たり

昼間(08時30分～16時30分) ･････････････････････ 46,400円

半夜(16時30分～21時30分) ･････････････････････ 39,000円

深夜(21時30分～05時00分) ･････････････････････ 98,500円

（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2.　1人1ヵ月当たり

時間外を含まない場合 ･････････････････････････ 809,000円

時間外1時間につき ･････････････････････････････ 3,990円

時間外25時間以内を含む場合 ･･････････････････ 891,000円

※消費税及び地方消費税の加算

(ｲ)　料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

　　ただし、免税となる取引には適用しません。

(ﾛ)　上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

類　似　品　目　表

<table>
<tr><th colspan="2">品　　目</th><th colspan="3">類　似　品　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">コ　ン　テ　ナ</td><td>実　入</td><td colspan="3">20・40型コンテナ　実入（在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td colspan="3">20・40型コンテナ　空　（在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユ　ニ　タ　イ　ズ　貨　物</td><td colspan="3">パレタイズ・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）・車輌・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当り5トン以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノ　ッ　ク　ダ　ウ　ン　自　動　車</td><td colspan="3">ノックダウン自動車（1港1船積1,000トン以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋　物　・　ベ　ー　ル　物</td><td colspan="3">肥料・セメント
砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷　凍　品　・　冷　蔵　品</td><td colspan="3">冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">木　　材</td><td rowspan="2">水落しのもの</td><td colspan="2">南洋材</td></tr>
<tr><td colspan="2">米材・その他</td></tr>
<tr><td>岸壁揚のもの</td><td colspan="2">南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鋼　　管（口径12″以上）</td><td colspan="3">鋼管（口径12″以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄　鋼　コ　イ　ル</td><td colspan="3">鉄鋼コイル</td></tr>
<tr><td colspan="2">一　般　鋼　材</td><td colspan="3">工場専用岸壁扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">専　用　船
揚　積　貨　物</td><td rowspan="2">コ　ン　テ　ナ</td><td>実入</td><td colspan="2">20・40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td colspan="2">20・40型コンテナ空　（コンテナ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">ノックダウン自動車専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">パルプ専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="9">一　般　雑　貨</td><td>雑　貨　類</td><td colspan="2">雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実</td></tr>
<tr><td>機械器具類</td><td colspan="2">機械（1個当り5トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD（1港1船積1,000トン未満）</td></tr>
<tr><td>窯製品類</td><td colspan="2">陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類</td></tr>
<tr><td>油　　類</td><td colspan="2">鉱・魚・動・植物油・油脂</td></tr>
<tr><td>鋼礦石類</td><td colspan="2">鉱礦石（袋物）・石材</td></tr>
<tr><td>ソーダー類</td><td colspan="2">石灰・ソーダー・アルミナ</td></tr>
<tr><td>繊維原料類</td><td colspan="2">生糸・繭・合成繊維原料</td></tr>
<tr><td>屑　鉄　類</td><td colspan="2">屑鉄（撒を除く）</td></tr>
<tr><td>青　果　類</td><td colspan="2">野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）</td></tr>
</table>

品　　目	類　似　品　目	
一　般　雑　貨	一 般 鋼 材	一般港揚・積の鋼材（口径12″未満の鋼管を含む）
	車輌・舟艇	車輌・舟艇（単体20トン未満のもの）
	製　　材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋 物 ・ ベ ー ル 物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑　　貨　　類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径4～8インチのもの）・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類（1個当り5トン未満のもの）・その他
	(C) ユ ニ タ イ ズ 貨 物 類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（1個当り5トン以上のもの）・その他

係　数　適　用　表

(A)	ALFALFA HAY CUBE		アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
	ALFALFA MEAL	(P'BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
	ALMOND SHELL MEAL		アーモンド殻粕	1.6
	ALMOND		アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN		獣蹄、角	1.3
(B)	BAMBOO BEAN		バンブービーン	1.2
	BARLEY		大　　麦	1.2
	BEET PULP PELLET	(IRAN)	ビート パルプ ペレット(イラン産)	1.8
	BEET PULP PELLET	(U.S.A)	ビート パルプ ペレット(米国産)	1.3
	BEET PULP	(JUTE BAG)	ビート パルプ(麻袋)	3.0
	BEET PULP	(BALE)	ビート パルプ(ベール)	2.5
	BLACK MATPE		ブラック マッペ	1.2
	BLOOD MEAL		血　　粉	1.5
	BLUE PEA		エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL		骨　　粉	1.5
	BONE MEAL PELLET		粒状骨粉	1.1
	BRAN		ふ す ま	1.8
	BUCKWHEAT		そ　　ば	1.5
	BUTTER BEAN		バタービーン	1.4
(C)	CANARY SEED		カナリーシード	1.3
	CASEIN		カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL		ひ ま 粕	1.4
	CASTOR SEED		ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL		カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP		カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF		牛のひずめ	2.8
	CHARCOAL		木炭・炭	2.0
	CHEST NUT		栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH		中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN		ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN		コーヒー豆	1.6
	COCOON		かいこ(まゆ)	2.3
	COCOON MEAL		まゆくず	1.5
	COPRA		コプラ(椰子)	2.0
	COPRA MEAL		コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE		砕　　骨	1.4
	COTTON SEED MEAL		綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET		綿実の粕(粒状)	1.2
	COTTON SEED		綿　　実	2.0
(D)	DRUM	(STEEL)	ドラム(鉄製)	11'
	DRUM	(FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F)	FEATHER MEAL		フェザーミール	1.5

	FEED PELLET		飼料(粒状)	1.8
	FEED SCREENING		飼 料 粕	1.2
	FEED OATS		カラス麦	1.8
	FISH MEAL	(HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
	FISH MEAL	(IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
	FLAX SEED		亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED		花 種 子	1.5
(G)	GREEN PEA		グリーンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL		落花生粕	1.5
	GROUNDNUT		落 花 生	1.6
(H)	HEMP SEED		大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL		獣蹄角等のくず	1.4
	HOP		ホップ(球果状)	2.8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL		インド産カポックシード粕	1.6
(J)	JUTE YARN		黄麻センイ	3.0
(K)	KAPOK SEED		カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL		カポックの種実粕	1.2
(L)	LACTOSE		ラクトーゼ(乳糖)	1.5
(M)	MALT		麦芽(ビール麦)	1.7
	MASTARD SEED		からし種子	1.3
	MAIZE		もろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL	(CHINA)	もろこし固形状粕(中国産)	3.3
	MAIZE MEAL		もろこし粕	1.3
	MEAT MEAL		肉 粕	1.4
	MEAT BONE MEAL		肉 粉 粕	1.2
	MILK	(P'BAG)	ミルク(紙袋)	1.5-1.9
	MILK POWDER		粉ミルク	1.5
	MILLET		もろこし類	1.2
	MILLET SEED		きび種	1.3
	MILO		マイロ(もろこしの一種)	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF		獣類のひづめ	2.8
(N)	NIGER SEED		植物の種子	1.5
(O)	OATS		え ん 麦	1.8
	OATS HUSK		えん麦の皮	3.0
(P)	PALMKERNEL MEAL		油やしの粕	1.6
	PELLET		粒	1.3
	POLLARD		ポラード	1.8
(R)	RAPE SEED		ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL		ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN		小 豆	1.2
	RICE BRAN		米 ぬ か	1.8
	RICE		米	1.3
	RICE BRAN MEAL		米ぬか粕	1.5
	RYE		ラ イ 麦	1.2

(S)	SAFFLOWER SEED MEAL		紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL		紅 花 粕	1.8
	SAFFLOWER SEED		紅花種子	1.5
	SESAME SEED		ゴ　　マ	1.5
	SEAWEED		海　　草	1.5
	SHELLED ACORN		殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM		ま　　ゆ	1.4
	SOYA BEAN		大　　豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL		大 豆 粕	1.5
	SUNFLOWER SEED		ひまわり種子	2.0
(T)	TAPIOKA	(THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
	TAPIOKA FLOUR		タピオカ粉	1.3
	TAPIOKA		タピオカ	1.3
	TEA		茶	4.0
(W)	WHEY POWDER		凝 乳 粉	1.8

工 場 専 用 岸 壁

港　　名	工　　場　　名	類　港	摘　要
室　　蘭	日本製鉄室蘭製鉄所岸壁	二　類　港	
釜　　石	日本製鉄東日本製鉄所釜石地区岸壁	〃	
仙　　台	JFEスチール仙台製造所岸壁	〃	
鹿　　島	日本製鉄東日本製鉄所鹿島地区岸壁	一　類　港	
君　　津	日本製鉄東日本製鉄所君津地区岸壁	〃	
千　　葉	JFEスチール東日本製鉄所千葉地区岸壁	〃	
川　　崎	JFEスチール東日本製鉄所京浜地区岸壁	〃	
知　　多	JFEスチール知多製造所岸壁	二　類　港	
東　　海	日本製鉄名古屋製鉄所岸壁	一　類　港	
海　　南	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（海南）岸壁	二　類　港	
和　歌　山	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（和歌山）岸壁	〃	
堺	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（堺）岸壁	一　類　港	
堺	日本製鉄瀬戸内製鉄所阪神地区（堺）岸壁	〃	
神　　戸	神戸製鋼所神戸線条工場岸壁	〃	
加　古　川	神戸製鋼所加古川製鉄所岸壁	二　類　港	
広　　畑	日本製鉄瀬戸内製鉄所広畑地区岸壁	〃	
水　　島	東京製鐵岡山工場岸壁	その他の港湾	
水　　島	JFEスチール西日本製鉄所倉敷地区岸壁	〃	
福　　山	JFEスチール西日本製鉄所福山地区岸壁	〃	笠岡を含む
光	日本製鉄九州製鉄所大分地区（光鋼管）岸壁	二　類　港	
下　　松	東洋鋼板下松事業所岸壁	〃	
徳　　山	日鉄ステンレス山口製造所岸壁	〃	
八　　幡	日本製鉄九州製鉄所八幡地区岸壁	一　類　港	戸畑を含む
小　　倉	日本製鉄九州製鉄所八幡地区岸壁	〃	
大　　分	日本製鉄九州製鉄所大分地区（大分）岸壁	二　類　港	

一般社団法人 全日検 支部・事業所

本　　部	〒108-0022	東京都港区海岸三丁目 1 番 8 号 TEL　03（5765）2113 FAX　03（5440）3396
北海道事業所	〒053-0005	北海道苫小牧市元中野町 2 丁目 2 番 17 号 TEL　0144（33）7335 FAX　0144（33）8096
東北支部	〒985-0011	宮城県塩釜市貞山通三丁目 4 番 5 号 TEL　022（366）1111 FAX　022（366）3981
東京支部	〒108-0022	東京都港区海岸三丁目 18 番 1 号ピアシティ芝浦ビル 6 階 TEL　03（3454）4410 FAX　03（3454）4425
横浜支部	〒230-0054	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 15 番地 TEL　045（503）7930 FAX　045（503）0044
名古屋支部	〒455-0843	愛知県名古屋市港区入船 2 丁目 4 番 6 号(名港ビルディング 13 階) TEL　052（387）7921 FAX　052（387）7922
北陸事業所	〒914-0079	福井県敦賀市港町 14 番地の 1 TEL　0770（22）4722 FAX　0770（22）4732
大阪支部	〒552-0021	大阪府大阪市港区築港 2 丁目 8 番 8 号 TEL　06（6576）3801 FAX　06（6576）3553
神戸支部	〒650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町 3 番 4 号 TEL　078（321）2103 FAX　078（391）4957
中国支部	〒734-0011	広島県広島市南区宇品海岸 2 丁目 23 番 36 号（広島海上ビル内） TEL　082（251）5253 FAX　082（253）7744
九州支部	〒813-0018	福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭 2 丁目 3 番 13 号 TEL　092（663）5755 FAX　092（663）5756
全日検 理化学分析センター	〒650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町 3 番 4 号 TEL　078（321）2113 FAX　078（321）2114